六ヶ所村住環境向上支援事業実施規則をここに公布する。

令和３年３月31日

六ヶ所村長

**六ヶ所村規則第18号**

六ヶ所村住環境向上支援事業実施規則

（目的）

第１条　この規則は、住宅等の倒壊から村民の生命及び財産を守るとともに、生活環境の保全及び居住環境の向上を図るため、六ヶ所村住環境向上支援事業（以下「事業」という。）を実施することにより、もって地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

（事業）

第２条　村は、前条の目的を達成するため、予算の範囲内において次に掲げる事業を行うものとする。

(１)　住宅新築リフォーム支援事業　村民の居住環境の向上と定住人口の増加を図るために実施する事業をいう。

(２)　木造住宅耐震改修支援事業　震災に強いまちづくりの推進及び住宅の質の向上に寄与するために実施する事業をいう。

(３)　空家等利活用支援事業　空家等の適切な管理による村民の生活環境の保全及び空家等の活用を促進するため、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）及び六ヶ所村空家等の適切な管理に関する条例（平成31年条例第２号）に基づき実施する事業をいう。

(４)　特定空家等除却支援事業　空家等の適切な管理による村民の生活環境の保全のため、空家等対策の推進に関する特別措置法及び六ヶ所村空家等の適切な管理に関する条例に基づき実施する事業をいう。

(５)　前各号に定めるもののほか、村長が必要と認める事業

２　前各号に規定する事業は、補助金を交付して実施する。

（補助金の交付申請）

第３条　補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、六ヶ所村住環境向上支援事業補助金交付申請書（様式第１号）に村長が別に定める書類を添付して村長に提出しなければならない。

２　申請者が補助金の交付の対象となる建築物若しくは当該建築物の存する土地の所有者以外の場合又は申請者以外に所有者が存する場合は、工事同意書（様式第２号）を前項に規定する交付申請書に添付しなければならない。

３　申請者及び申請者の世帯員が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付を申請することができない。

　(１)　個人住民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税等について滞納している場合

(２)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団若しくは同条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）と密接な関係を有している場合又は暴力団員である場合

（補助金の交付決定）

第４条　村長は、前条第１項の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、六ヶ所村住環境向上支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第３号）により交付申請書を受理した日から14日以内に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第５条　村長は、前条に規定する交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対し、事業の目的を達成するために次の各号に掲げる条件を付するものとする。

　(１)　事業に係る経費の配分又は内容に変更が生じた場合（前条の規定による交付決定通知により示された額に変更が生じない範囲における軽微な変更を除く。）は、その承認を受けること。

　(２)　事業を中止又は廃止しようとする場合は、その承認を受けること。

　(３)　事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合において、速やかに村長に報告して、その指示を受けること。

(４)　補助金の交付を受けた場合は、当該補助金に係る事業の状況、補助金の対象経費の収支その他補助金に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を整備し、当該補助金の交付を受けた年度終了後５年間保存すること。

(５)　補助金の交付を受けた場合は、当該補助金によって取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、村長の承認を受けた場合はこの限りでない。

　(６)　前各号に定めるもののほか、必要な条件

２　前項第１号及び第２号の規定による申請は、六ヶ所村住環境向上支援事業変更等承認申請書（様式第４号）に変更等に係る書類を添えて村長に提出するものとする。

３　村長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、六ヶ所村住環境向上支援事業変更等承認（不承認）通知書（様式第５号）により補助事業者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第６条　補助事業者は、第４条の規定による交付決定の内容又は前条第１項の条件に不服があるときは、当該交付決定があったことを知った日から起算して７日以内に書面により申請の取下げをすることができる。ただし、この期間内であっても、当該交付決定の日から起算して３か月を経過したときは、申請の取下げをすることができない。

２　前項の規定による取下げがあったときは、第４条の規定による交付決定はなかったものとみなす。

　（状況報告）

第７条　村長は、事業の実施状況に関し必要と認める場合は、補助事業者に対し状況報告を求めることができる。

（実績報告）

第８条　補助事業者は、事業が完了した日から30日以内又は当該年度の３月15日のいずれか早い日までに六ヶ所村住環境向上支援事業実績報告書（様式第６号）により村長に報告しなければならない。

２　前項に規定する実績報告書の添付書類は、村長が別に定める。

（補助金の額の確定）

第９条　村長は、前条第１項の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、六ヶ所村住環境向上支援事業補助金確定通知書（様式第７号）により通知するものとする。

２　村長は、補助金の額を確定する場合において、実地調査を行い、又は必要な指示を行うことができる。

（補助金の請求）

第10条　補助金の請求は、前条第１項の規定による確定通知を受けた後に、六ヶ所村住環境向上支援事業補助金請求書（様式第８号）を村長に提出して行うものとする。

２　村長は前項の規定による請求があったときは、請求があった日から30日以内に補助金を口座振込により交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第11条　村長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、第４条の規定による交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(１)　第５条第１項各号に規定する条件に違反したとき。

(２)　第５条第１項第２号の規定により事業の中止又は廃止が承認されたとき。

(３)　虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(４)　目的外の用途に補助金を使用したとき。

２　前項の規定は、第９条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

３　交付決定の取消しによって生じた損害について、村は一切の賠償の責を負わない。

（補助金の返還）

第12条　村長は、前条第１項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは六ヶ所村住環境向上支援事業補助金返還請求書（様式第９号）により、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（加算金）

第13条　補助事業者は、第11条第１項の規定による取消しに関し補助金の返還を請求されたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を村に納付しなければならない。

２　補助金が２回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を請求された額に相当する補助金は最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を請求された額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求された額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

３　第１項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求された補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請された補助金の額に充てられたものとする。

（延滞金）

第14条　補助事業者は補助金の返還を請求され、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を村に納付しなければならない。

　（委任）

第15条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

　　　附　則

　この規則は、令和３年４月１日から施行する。